

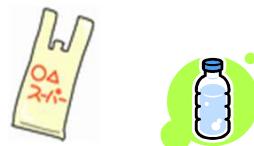
# 申込みはお済みですか？(容器包装のリサイクル)

～令和8年度の再商品化委託申込受付中～

申込期間：令和7年12月8日(月)～令和8年2月13日(金)

容器包装リサイクル法(以下「法」という。主務省庁：環境省・経済産業省・財務省(国税庁)・厚生労働省・農林水産省)により、

- 食品、清涼飲料、酒類、石けん、塗料、医薬品、化粧品等の製造事業者
- 小売・卸売業者
- びん、PETボトル、紙箱、袋などの製造事業者
- 輸入事業者(容器や包装が付いた商品の輸入等)
- テイクアウトができる飲食店・通販業者など



上記、「容器」「包装」を使って商品を卖ったり、「容器」をつくっている事業者は、再商品化(リサイクル)の義務を负う可能性があります(但し、小规模事業者は除きます)。

※【再商品化(リサイクル)の義務】を負う特定事業者に該当するか否かは、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会コールセンターにご相談ください。

なお、「特定事業者」でありながら、再商品化義務を履行していない場合は、平成12年4月の「法」の完全施行時まで遡及して義務を履行していただく(再商品化委託申込を行っていただく)必要がありますのでご注意ください。

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会のホームページ(<https://www.jcptra.or.jp>、“リサイクル協会”で検索)では、再商品化委託申込に関する下記の情報を掲載しています。

- ・特定事業者に該当するかどうかHP上でご確認いただけます 「特定事業者の再商品化(リサイクル)義務判断チャート」
- ・判断に迷ったら、、、具体例を紹介しています 「Q & A集」
- ・再商品化義務を履行した事業者を掲載 「再商品化義務履行者リスト」
- ・再商品化実施委託料金及び拠出委託料金を算出できます(当年度・過年度)

その他にも役立つ情報を掲載しています。

あま市商工会 愛知県あま市甚目寺東大門8番地 TEL:052-442-8831

●法律の概要、特定事業者の判断、遡及申込等に関する相談は、  
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 コールセンター TEL:03-5251-4870

●委託申込関係書類の請求は、  
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 オペレーションセンター

TEL:03-5610-6261 FAX:03-5610-6245